

(様式11)

南長野運動公園スタジアム照明LED化工事 に関する基本協定書

南長野運動公園スタジアム照明LED化工事(以下「本工事」という。)に関して、長野市(以下「発注者」という。)及び〇〇・〇〇特定建設工事共同企業体(以下「最優秀者」という。)は、以下のとおり基本協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、発注者が実施した長野市南長野運動公園スタジアム照明LED化事業公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)において、最優秀者の技術提案を選定したことを確認し、発注者と最優秀者(以下「当事者」という。)による本工事の請負契約(以下「本工事請負契約」という。)の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(当事者の義務)

第2条 当事者は、本協定にかかる一切を、信義に従い誠実に行う。

2 当事者は、本協定の締結の日から本工事請負契約の締結の日又は締結の不成立の日までの間、本協定を履行する。

(技術提案における工事内容の確定)

第3条 最優秀者は、発注者が別途反対の意思表示を行う場合を除き、本工事に関する設計期間において、本工事請負契約の締結に向けて、技術提案の内容について提出された工事費見積内訳書及び内訳明細書(以下「明細書等」という。)に基づき、工事内容を確定する。なお、技術提案の内容に非採用項目がある場合は、市と最優秀者にて協議し、必要に応じて明細書等の修正を行う。

(有効期間)

第4条 本協定は、本協定の締結の日から本工事請負契約が締結される日まで有効とする。ただし第6条から第8条までの規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

(契約手続等)

第5条 最優秀者は、確定した技術提案の内容に基づき、参考見積書等を提出する。

2 発注者は、前項の参考見積書等で示された見積条件等を基に予定価格を定める。

3 最優秀者は見積書を提出し、発注者と見積合せを行う。

4 当事者は、前項の見積合せの結果、見積書の工事金額が予定価格を下回った場合は、本工事請負契約を締結する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 最優秀者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本協定上の地位並びに本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

(秘密保持等)

第7条 最優秀者は、本協定に関し発注者及び全ての関係者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本協定の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

(協定内容の変更)

第8条 本協定書に規定する各事項は、当事者の書面による同意がなければ変更することはできない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本協定は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、また、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(その他)

第10条 本協定書に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、当事者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地
長野市
長野市長 荻原 健司

⑨

最優秀者 所在地
名称
代表者 所在地
商号
代表者名

⑨